



# 宮崎県公報

平成19年5月24日(木曜日) 第1881号

発行 宮崎県  
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 36,000円

## 目次

### 告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額の一部を改正する告示……………(人事課) 1
- 民有林の保安林の指定(3件)……………(自然環境課) 2
- 農業振興地域の指定の一部改正及び変更……………(農村計画課) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(4件)……………(水産政策課) 2

- 道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 3
- 道路の供用の開始(3件)……………( " ) 4

### 公告

- 狩猟免許試験の実施……………(自然環境課) 5
- 狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査の実施……………( " ) 6
- 土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 7
- 市町村が行う土地改良事業の工事完了の届出……………( " ) 7
- 落札者等の公告……………7

### 公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について(2件)……………8

## 告示

### 宮崎県告示第四百九十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(平成四年宮崎県告示第五百六十号)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十四日

宮崎県知事 東国原 英夫

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二二九円	一三、四六七円
二十歳以上二十五歳未満	四、八四七円	一三、四六七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七四四円	一三、四六七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七八円	一六、二四五円
三十五歳以上四十歳未満	七、〇六二円	二〇、〇八四円
四十歳以上四十五歳未満	七、二二三円	二二、五九二円
四十五歳以上五十歳未満	六、九七三円	一三、九四二円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	一四、一六四円
五十五歳以上六十歳未満	五、八四三円	一三、九二八円
六十歳以上六十五歳未満	四、五三九円	一一、一六四円

六十五歳以上七十歳未満	四、一〇〇円	一四、六〇八円
七十歳以上	四、一〇〇円	一三、四六七円

### 附則 (施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の規定に基づき知事が定める額(以下「改正後の告示」という。)の表の四十歳以上四十五歳未満の項、六十歳以上六十五歳未満の項、六十五歳以上七十歳未満の項及び七十歳以上の項の最低限度額並びに二十歳未満の項、二十歳以上二十五歳未満の項、二十五歳以上三十歳未満の項、三十歳以上三十五歳未満の項、三十五歳以上四十歳未満の項、四十歳以上四十五歳未満の項、四十五歳以上五十歳未満の項、五十歳以上五十五歳未満の項、五十五歳以上六十歳未満の項及び七十歳以上の項の最高限度額の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

### (経過措置)

2 改正後の告示の表の四十歳以上四十五歳未満の項、六十歳以上六十五歳未満の項、六十五歳以上七十歳未満の項及び七十歳以上の項の最低限度額並びに二十歳未満の項、二十歳以上二十五歳未満の項、二十五歳以上三十歳未満の項、三十歳以上三十五歳未満の項、三十五歳以上四十歳未満の項、四十歳以上四十五歳未満の項、四十五歳以上五十歳未満の項、五十歳以上五十五歳未満の項、五十五歳以上六十歳未満の項及び七十歳以上の項の最高限度額の規定は、平成十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

宮崎県告示第497号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字雨仮屋3309-1、字小原井4149-1、4149-7、4149-10、4149-12、4149-13、4149-16、4150-2、4154-1、4154-4、4154-5、4154-12、4155、4157、4158-1、4167-1

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第498号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字崎田字楚引谷2103、2104、2105-イ、2105-ロ、2106、2109、2130

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第499号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林の所在場所 えびの市大字大河平字永野原1114-4、1116-1

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐は、択伐による。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第500号

農業振興地域の指定(昭和四十五年宮崎県告示第一百三十八号の五)の一部を次のように改正し、同告示で指定した郡城市の区域に係る農業振興地域を次の図面のとおり変更する。

(「次の図面」は、省略し、その図面を宮崎県農政水産部農村計画課及び宮崎県北諸農林振興局に備え置いて縦覧に供する。)

平成十九年五月十四日

宮崎県知事 東国原 英 夫

表の備考中「宮崎県農政水産部農村建設課」を「宮崎県農政水産部農村計画課」に改める。

宮崎県告示第501号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年3月29日
発起人の住所及び氏名	延岡市土々呂町4丁目4088番地 和田成弘 延岡市土々呂町4丁目4158番地 有限会社金剛丸水産
加入区 の 名 称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁業協同組合の地区
区 分	旧土々呂漁業協同組合の地区の者が営む小型機船船びき網等漁業

宮崎県告示第502号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年3月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市青島3丁目17番21号 日高昭彦 宮崎市青島3丁目17番3号 池田稔
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧青島漁業協同組合の地区の者が営む 小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 503号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年3月29日
発起人の住所及び氏名	宮崎市大字内海5865番地 1 有限会社漁福丸水産 宮崎市大字内海5527番地 3 有限会社漁雄水産
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 504号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年3月29日
発起人の住所及び氏名	南那珂郡南郷町大字中村乙4045番地39 小玉儀信

南那珂郡南郷町大字中村乙3949番地42  
竹下順一

加入区 の 名 称	栄松加入区
区 域	栄松漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業

宮崎県告示第 505号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年5月24日から平成19年6月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	国道 388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 477番74地先から同郡同村同大字同字 477番74地先まで	旧	7.7 ~ 7.8	20.7
				新	7.8 ~ 25.6	20.7
			東臼杵郡美郷町南郷区神門字上名木3652番2地先から同郡同町同区神門同字3652番2地先まで	旧	15.2 ~ 17.1	14.0
				新	17.0 ~ 36.8	14.0
			東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字下弓弦葉1652番地先から同郡同町同区鬼神野同字1652番地先まで	旧	8.7 ~ 9.6	9.5
				新	13.4 ~ 16.2	9.5
			東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字仁	旧	5.7 ~ 6.0	10.9

			田ノ越1837番乙地先から同郡同町同区鬼神野同字1837番乙地先まで	新	5.7 ~ 19.2	10.9
--	--	--	------------------------------------	---	------------	------

宮崎県告示第 506号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月24日から平成19年 6 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区神門字山草2693番11地先から同郡同町同区神門同字2693番12地先まで	旧	7.5 ~ 16.0	23.6
			東臼杵郡美郷町南郷区神門字上名木3652番2地先から同郡同町同区神門同字3652番2地先まで	新	23.5 ~ 36.9	23.6

宮崎県告示第 507号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月24日から平成19年 6 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美郷町南郷区神門字山草2711番1地先から同郡同町同区神門同字2711番1地先まで	旧	10.8 ~ 16.4	20.0
			東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字仁田ノ越1837番乙地先から同郡同町同区鬼神野同字1837番乙地先まで	新	14.8 ~ 19.5	20.0

宮崎県告示第 508号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月24日から平成19年 6 月 7 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5 月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 388号	東臼杵郡椎葉村大字大河内字吐野々 477番74地先から同郡同村同大字同字 477番74地先まで	平成19年 5 月24日
			東臼杵郡美郷町南郷区神門字上名木3652番2地先から同郡同町同区神門同字3652番2地先まで	
			東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字下弓弦葉1652番地先から同郡同町同区鬼神野同字1652番地先まで	
			東臼杵郡美郷町南郷区鬼神野字仁田ノ越1837番乙地先から同郡同町同区鬼神野同字1837番乙地先まで	

宮崎県告示第 509号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5 月24日から平成19年 6 月 7 日まで

宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2693番11地 先から同郡 同町同区神 門同字2693 番12地先ま で	平成19年 5月24日

**宮崎県告示第 510号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年 5月24日から平成19年 6月 7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
39	県道	西都南 郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字山草 2711番 1 地 先から同郡 同町同区神 門同字2711 番 1 地先ま で	平成19年 5月24日

**公 告**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成19年 5月24日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**1 狩猟免許試験の日時及び場所**

試験は、平成19年度において 2 回行うものとし、その期日は次表のとおりとする。

なお、試験の受付は、各試験会場において、午前 8 時30分開始とする。

区分	試験日	開始時間	試験会場
第 1 回	8 月 1 日 (水曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
	8 月 1 日 (水曜日)	午後 1 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代1561の 1
			宮崎県北諸県農業改良普及センター 都城市高木町6464
第 2 回	9 月 17 日 (月曜日)	午前 9 時	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
			9 月 17 日 (月曜日)

**2 受験資格**

宮崎県内に住所を有する者（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条の規定に該当する者を除く。）

**3 狩猟免許試験の内容、順序等**

狩猟免許試験は、狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は、知識試験及び適性試験（1次試験）、技能試験（2次試験）とし、知識試験又は適性試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

**4 受験申込み手続**

(1) 狩猟免許申請書及び受験票に必要事項を記入し、次の各号に掲げるものを添えて提出すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,300円。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第49条各号に掲げる者については、4,000円（宮崎県収入証紙を狩猟免許申請書にはり付けて払い込むものとする。）

イ 50円の返信用郵便切手 1枚

ウ 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合については、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外については、医師の診断書（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の

診断書) 1 通  
 エ 住民票 1 通  
 (2) 書類の提出先及び期間  
 書類は住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に、第 1 回試験の受験希望者は、6 月 11 日 (月曜日) から 7 月 6 日 (金曜日) までの間に、第 2 回試験の希望者は、8 月 6 日 (月曜日) から 8 月 27 日 (月曜日) までの間に提出すること。  
 5 受験者への通知等  
 狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び場所を指定した受験票を送付する。  
 申請者は、受験票の所定欄に申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの写真をはり付け、試験当日持参すること。  
 6 狩猟免許試験の合格者  
 合格者には、狩猟免許を交付する。  
 7 狩猟免許試験についての問い合わせ  
 宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁若しくは各農林振興局又は宮崎県猟友会に問い合わせること。

---

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (平成 14 年法律第 88 号) 第 51 条第 1 項及び第 4 項の規定により、狩猟免許更新申請者に対する講習及び適性検査を次のとおり実施する。  
 平成 19 年 5 月 24 日  
 宮崎県知事 東国原 英 夫

1 講習及び適性検査の日時、会場等  
 別表のとおり  
 2 講習及び適性検査対象者  
 平成 16 年に狩猟免許を受けた者で、狩猟免許の更新を希望する者  
 3 講習及び適性検査の内容  
 (1) 講習  
 ア 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令 1 時間  
 イ 鳥獣の判別及び猟具の取扱い 1 時間  
 ウ 鳥獣の保護管理に関する知識 1 時間  
 (2) 適性検査  
 ア 視力検査 (矯正視力可)  
 イ 聴力検査 (補聴器使用可)  
 ウ 運動能力 (補助具使用可)  
 4 講習及び適性検査の申込み手続  
 講習及び適性検査を受けようとする者は、所定の狩猟免許更新申請書及び審査票に所要事項を記入の上、次の各号に掲げるものを添付して、住所地を管轄する宮崎県西臼杵支庁及び各農林振興局に講習開催日の 10 日前までに提出するものとする。  
 (1) 狩猟免許更新申請手数料 2,900 円 (宮崎県収入証紙を狩猟免許更新申請書にはり付けて払い込むものとする。)  
 (2) 50 円の返信用郵便切手 (郵送を希望する場合に限る。)  
 1 枚  
 (3) 申請者が銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和 33 年法律第 6 号) 第 4 条第 1 項第 1 号の規定による許可を現に受けている場合にあつては、当該許可に係る許可証の写し。この場合以外にあつては、医師の診断書 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 40 条第 2 号、第 3 号及び第 4 号に該当しない旨の診断書) 1 通  
 5 審査票の交付

狩猟免許更新申請書を受理したときは、講習及び適性検査の会場並びに日時を指定して交付する。  
 申請者は、交付された審査票に写真 (最近 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの) 1 枚をはり付けて当日持参すること。  
 6 講習及び適性検査の会場での受付  
 講習及び適性検査の会場では、申請者に交付した審査票で受け付けるものとする。審査票を持参しない者又は写真のはり付けていない審査票を持参した者の講習及び適性検査の受付は行わないものとする。  
 7 狩猟免許更新申請書及び審査票の用紙は、宮崎県環境森林部自然環境課、西臼杵支庁及び各農林振興局並びに宮崎県猟友会において交付する。  
 8 その他  
 詳細については、宮崎県西臼杵支庁又は各農林振興局に問い合わせること。

別表

日 時	会 場	対象区域
7 月 10 日 (火) 午後 1 時 30 分	宮崎県西臼杵支庁大会議室 高千穂町大字三田井 22	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町
7 月 5 日 (木) 午後 1 時 00 分	延岡総合文化センター 延岡市東浜砂町 611-2	延岡市
7 月 10 日 (火) 午後 1 時 00 分	宮崎県林業技術センター 美郷町西郷区田代 1561 の 1	日向市・門川町・諸塚村・椎葉村・美郷町
7 月 12 日 (木) 午後 1 時 00 分	西都市コミュニティセンター 西都市聖陵町 2 丁目 26 番地	西都市・西米良村
7 月 13 日 (金) 午後 1 時 00 分	川南町農村環境改善センター 川南町大字川南 1380 番地 1	新富町・高鍋町・木城町・川南町・都農町
7 月 4 日 (水) 午前 9 時 00 分	宮崎県武道館会議室 宮崎市大字熊野 2206 番地 1	宮崎市・清武町・国富町・綾町
7 月 19 日 (木) 午後 1 時 00 分	宮崎県西諸県農業改良普及センター 小林市大字細野 1810 の 15	小林市・えびの市・高原町・野尻町
7 月 3 日 (火) 午後 1 時 30 分	宮崎県木材利用技術センター 都城市花繰町 21 号 2 番	都城市・三股町
7 月 3 日 (火)	南郷ハートフルセンター	日南市・串間市・

午後 1 時 30 分	南郷町大字中村乙7051番地25	北郷町・南郷町	理事 石田博茂	日向市美々津町1242番地
8月3日（金） 午後 1 時 00 分	宮崎県庁 6 号館会議室 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号	県内一円	理事 黒木久信	日向市美々津町 890番地
			理事 黒木 窮	日向市美々津町1371番地 3
			理事 黒木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
			理事 新名義武	日向市美々津町2736番地
			監事 黒木 崇	日向市美々津町1194番地 1
			監事 橋口敏彦	日向市美々津町 416番地
			監事 植野 繁	日向市東郷町山陰甲 605番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、百町原土地改良区（日向市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5 月 24 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	海 野 幸 人	日向市美々津町1735番地
副理事長	田 代 栄 一	日向市東郷町山陰甲 349番地 2
会計理事	石 田 博 茂	日向市美々津町1242番地
理 事	黒 木 久 信	日向市美々津町 890番地
理 事	黒 木 窮	日向市美々津町1371番地 3
理 事	黒 木 一 夫	日向市美々津町3683番地 1
理 事	新 名 義 武	日向市美々津町2736番地
理 事	黒 木 学	日向市美々津町1827番地
理 事	橋 口 敏 彦	日向市美々津町 416番地
監 事	黒 木 崇	日向市美々津町1194番地 1
監 事	植 野 繁	日向市東郷町山陰甲 605番地 2
監 事	橋 口 忠 臣	日向市美々津町 480番地

（任期：平成20年 6 月 26 日まで）

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	橋 口 岫 美	日向市美々津町 452番地
理 事	黒 木 敏 英	日向市美々津町1929番地
理 事	海 野 幸 人	日向市美々津町1735番地
理 事	田 代 栄 一	日向市東郷町山陰甲 349番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第 113条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事を完了した旨の届出があった。

平成19年 5 月 24 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

届出者		工事が完了した事業			完了年月日
事業主体名	市町村名	地区名	市町村名	事業名	
都城市	都城市	作之久保	都城市	ため池等整備事業	平成18年12月15日
都城市	都城市	中村	都城市	ため池等整備事業	平成19年 2 月 8 日
都城市	都城市	上高野	都城市	ため池等整備事業	平成19年 2 月 28 日
都城市	都城市	雄児石	都城市	農地保全整備事業	平成19年 3 月 28 日

#### 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年 5 月 24 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 落札に係る調達件名  
宮崎県庁本庁舎（本館（附属棟を含む。）及び 1 号館）で使用  
する電気
- 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県総務部総務課総務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号
- 落札者を決定した日  
平成19年 3 月 13 日
- 落札者の氏名及び住所  
イーレックス株式会社 東京都中央区日本橋本石町 3 丁目 3 番  
14号
- 落札金額

66,394,479円

- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成19年1月29日

**公安委員会公告**

**宮崎県公安委員会公告第9号**

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成19年5月24日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	2級	平成19年9月4日午前9時から午後5時まで

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続き

(1) 受付期間

平成19年7月23日（月）から8月3日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかつた者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）に行うこと。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。

**宮崎県公安委員会公告第10号**

警備業法（昭和47年法律第 117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、鹿児島県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成19年5月24日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
交通誘導警備	1級	平成19年9月5日午前9時から午後5時ころまでの間

※ 当日の受付は、午前8時30分から午前9時までに済ませること。

2 実施場所

宮崎郡清武町大字今泉丙2559番地 1

宮崎県建設技術センター

3 定員

30人（鹿児島県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

(1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第8条第1号に該当する者

(2) 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委



員会から交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

#### 5 検定申請手続き

##### (1) 受付期間、時間

平成19年7月23日（月）から8月3日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

##### (2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。（郵送による提出は認めない。）

##### (3) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

エ 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（検定規則第8条第1号に規定する者に限る。）

カ 1級検定受験資格認定書（検定規則第8条第2号に規定する者に限る。）

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

#### 6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

##### (1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項。

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

#### 8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛

を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話番号0985-31-0110内線3024、3051）に行うこと。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用する。